

マージン率等の公開資料

労働者派遣法第23条第5項に基づく、労働者派遣事業に関わる情報提供は以下の通りです

対象：2023年度（2023年7月1日～2024年6月30日）

1.労働者派遣の実績及びマージン率等

事業場の名称	KEサービス株式会社（派01-240036）
事業場の所在地	北海道札幌市東区北18条東17丁目1番1号

派遣労働者の数（2025年6月1日現在）	21	（人）
派遣先事業所数（事業年度あたり）	1	（件）
労働者派遣に関する料金額の平均額（1日8時間あたり）	27,917	（円）
派遣労働者の賃金の平均額（1日8時間あたり）	17,899	（円）
マージン率	35.9%	

$$\text{※マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

□マージン率の内訳

I：法定福利費	社会保険料／雇用保険料／労災保険料／児童手当拠出金など
II：年次有給休暇	派遣就業者の有給休暇賃金
III：募集広告費	派遣就業者募集の為の広告費、採用促進費
IV：就業管理費	採用、お仕事紹介、就業管理にかかるシステム維持管理および改修費、人事委託費、振込手数料など
V：事業運営費	派遣事業運営費、人件費、地代家賃、水道光熱費等の事業維持費

2.教育訓練に関する事項

- ・社会人基礎研修
- ・OAスキル研修
- ・リーダー研修
- ・コミュニケーションスキル研修
- ・ビジネススキル研修
- ・マネジメント研修 など

※教育訓練は、有給・無償により実施しています。

3.キャリアコンサルティング相談窓口：総務部（011-785-2111）

4.労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

労使協定の締結の可否	締結済
労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	原則、派遣労働者として業務に従事するすべての職員
労使協定の有効期間の終期	2026年3月31日